

令和7年度秋季旅行商品造成及び催行支援事業助成金公募要領

1 事業目的

令和7年9月～11月に実施するＪＲ東日本重点共創エリアの指定に伴う秋季観光キャンペーンにおいて、岩手県の「祭り・文化」、「自然・アクティビティ」、「食・酒」、「イベント・鉄道」など、各エリアの特色のある観光コンテンツを含む旅行商品の造成及び催行を行う旅行会社等に対し、岩手県に来訪する観光客の内陸から県北・沿岸への周遊促進や、内陸地域の町村への誘客促進を目的に、旅行商品造成及び催行の支援を実施するもの。

2 助成対象事業者

旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている者とする。

- ・ 旅行者（第1種、第2種、第3種、地域限定）
- ・ 旅行者代理業を営む者

3 助成要件

- （1）助成の対象となる事業とは、次の要件を全て満たし、いわて観光キャンペーン推進協議会会長が承認した旅行商品とする。

ア 催行期間が令和7年9月1日（月）から令和7年11月30日（日）までの間であること。

イ 岩手県内の観光施設や観光スポットに立ち寄り、体験プログラムやアクティビティ、祭り、みちのく潮風トレイル等のコンテンツの利用を含む旅行商品を造成し、催行すること。

※中止になったものについては、助成の対象外とする。

ウ 旅行業法第2条第1項に定められている募集型企画旅行であり、パンフレットやチラシの配布又はホームページへの掲載等により参加者を募集すること。

エ 協議会が指定したアンケートに回答を記入し、実績報告時に提出すること。

- （2）宿泊を伴う旅行商品のうち、県北・沿岸地域もしくは内陸地域の町村での宿泊を行程に取り入れた場合は、助成額の加算対象とする。

4 助成対象経費

助成対象経費は、旅行商品の造成及び催行に要する経費で次のとおりとする。

- （1）旅行商品を造成に要する経費

ア パンフレット・チラシの製作に要する経費

当該旅行商品の販売促進のために製作するパンフレット等の企画デザイン、印刷等に要する経費とする。ただし、同一のパンフレット等に助成対象外の旅行商品が掲載されている場合は、掲載紙面における助成対象となる旅行商品の占める面積の割合で按分した額を助成対象経費とする。

イ 広告掲載に要する経費

新聞、雑誌等に掲載する広告製作、掲出に要する経費、WEB、SNSでの宣伝広告のために必要なデザイン、サイト運営等に要する経費とする。ただし、同一の広告に助成対象外の旅行商品が掲載されている場合は、掲載面における助成対象となる旅行商品の占める面積の割合で按分した額を助成対象経費とする。

- （2）旅行商品の催行に要する経費

ア 岩手県内の周遊に要する経費

岩手県内を周遊するための移動に要する経費。ただし、旅行者の岩手県外から岩手県内又は岩手県内から岩手県外までの経費は対象としない。

5 助成額及び助成限度額

- (1) 助成額は、「3 助成要件(1)」を全て満たす旅行商品の催行に要する経費のうち、「4 助成対象経費」の3分の2以内又は500,000円のいずれか低い額を上限に、旅行者1人当たり5,000円を助成する。
- (2) 上記(1)に加え、県北・沿岸地域もしくは内陸地域の町村に宿泊する旅行商品を造成した場合は、旅行者1人当たりの助成額に5,000円を加算する。
- (3) 1事業者当たりの上限額は、造成・催行する商品数に関わらず1,000,000円とする。
- (4) 助成額は、1,000円未満を切り捨てる。

区分	助成要件	助成額 (1人当たり)	上限額 (1商品当たり)	上限額 (1事業者当たり)
基本額	(1)「3 助成要件(1)」を全て満たす旅行商品	5,000円	対象経費の3分の2 以内又は500,000円の いずれか低い額	1,000,000円
加算額	(2) 上記(1)に加え、県北・沿岸地域(※1)もしくは内陸地域の町村(※2)に1泊以上宿泊する旅行商品。	5,000円 (※3)		

※1 県北・沿岸地域：久慈市、洋野町、野田村、普代村、二戸市、軽米町、一戸町、九戸村、宮古市、大船渡市、陸前高田市、釜石市、住田町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村

※2 内陸地域の町村：葛巻町、岩手町、雫石町、矢巾町、紫波町、西和賀町、金ケ崎町、平泉町

※3 加算額の上限：県北・沿岸地域もしくは内陸地域の町村に1泊以上宿泊する場合は、5,000円の加算となり、1人当たり助成額は10,000円とする。

(算定例) 岩手県内を周遊する2泊3日のツアーを実施する場合(催行人数：30人)

① 旅行商品の造成又は催行に係る経費

		費用(円)
旅行商品の造成に要する経費	パンフレット製作費	200,000
旅行商品の催行に要する経費	交通費(県内周遊のためのバス代)	400,000
合計		<u>600,000</u>

② 助成額(基本額)

- ・助成率：400,000円(対象経費の3分の2)
- ・1人あたり助成額：5,000円
- ・助成額合計：150,000円(送客人数が30人であるため、30人×5,000円/人=150,000円)

②' 助成額(加算対象) ※県北・沿岸地域もしくは内陸地域の町村に宿泊する場合

- ・助成率：400,000円(対象経費の3分の2)
- ・1人あたり助成額：10,000円(基本額に5,000円加算)
- ・助成額合計：300,000円(送客人数が30人であるため、30人×10,000円/人=300,000円)

6 事業期間

助成金交付決定の日から令和7年11月30日（日）まで

※ただし、宿泊を伴うものについては、令和7年11月29日（土）宿泊分まで

7 助成事業の決定

公募をし、申請の受付順に申請内容を審査したうえで決定する。

※なお、本事業は令和7年度の予算の成立を前提に進めているため、同予算成立をもってはじめて有効となること。よって、予算案が成立しなかった場合又は予算額が修正された場合には、手続を変更又は中止することがあること。

8 公募について

（1）公募期間

令和7年4月30日（水）から令和7年8月29日（金）まで

※助成額が予算額に達した場合、公募期間内であっても公募を締め切ります。

（2）申請方法

- ・必要書類を準備の上、事務局あてメール又は持参すること。
- ・メールの場合は、PDF形式で提出すること。

（3）申請書類

令和7年度秋季旅行商品造成及び催行支援事業助成金交付要綱に規定された書類

ア 令和7年度秋季旅行商品造成及び催行支援事業助成金交付申請書（様式第1号）

イ 事業実施計画書（様式第2号）

ウ 事業費積算書（様式第3号）

エ イ、ウを補足する書類等

オ その他会長が必要と認める書類

9 提出・問合せ先

住 所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

あて先：いわて観光キャンペーン推進協議会事務局（担当：藤田）

（岩手県商工労働観光部 観光・プロモーション室内）

M a i l：iwate-cp@pref.iwate.jp

電 話：019-629-5572

【受付時間】 午前9時から午後5時まで

※正午から午後1時までを除く

※土曜、日曜及び祝日の閉庁日を除く